

# 建設委員会記録

開催日時 平成26年7月3日(木) 13:02~14:48

開催場所 第1委員会室

出席委員 8名

田中 惟允 委員長

辻本 黎士 副委員長

太田 敦 委員

岩田 国夫 委員

国中 憲治 委員

秋本登志嗣 委員

山下 力 委員

川口 正志 委員

欠席委員 なし

出席理事者 加藤 県土マネジメント部長

林 まちづくり推進局長

久保田 水道局長 ほか、関係職員

傍聴者 なし

議 事

## (1) 議案の審査について

議第49号 職員の配偶者同行休業に関する条例 (建設委員会所管分)

議第51号 市町村負担金の徴収について (建設委員会所管分)

議第52号 道路整備事業にかかる請負契約の変更について

議第53号 公共土木施設災害復旧事業にかかる請負契約の変更について

議第54号 公共土木施設災害復旧事業及び地すべり激甚災害対策特別緊急  
事業にかかる請負契約の変更について

議第57号 奈良県道路整備基本計画の策定について

報第 1号 平成25年度奈良県一般会計予算繰越計算書の報告について

平成25年度奈良県一般会計予算繰越明許費繰越計算書

(建設委員会所管分)

平成25年度奈良県一般会計予算事故繰越し繰越計算書

報第 3号 平成25年度奈良県流域下水道事業費特別会計予算繰越計算書の報告について

報第 5号 平成25年度奈良県水道用水供給事業費特別会計予算繰越計算書の報告について

報第18号 奈良県土地開発公社の経営状況の報告について

報第19号 奈良県道路公社の経営状況の報告について

報第20号 奈良生駒高速鉄道株式会社の経営状況の報告について

報第21号 奈良県住宅供給公社の経営状況の報告について

報第25号 地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告について

奈良県手数料条例の一部を改正する条例

県営住宅家賃の滞納者等に対する住宅明渡等請求申立てに関する訴訟事件について

(3) その他

〈会議の経過〉

○田中委員長 ただいまから建設委員会を開会いたします。

本日、秋本委員は少しおくれるとの連絡を受けておりますので、ご了承をお願いいたします。

それでは、4月1日付で理事者に異動がありましたので、まちづくり推進局長から異動のあった職員の紹介を、水道局長から自己紹介と異動のあった職員の紹介をお願いいたします。

○林まちづくり推進局長 奈良公園・観光振興プロジェクト担当の中西知事公室審議官兼観光局次長兼まちづくり推進局次長、奈良公園室長事務取扱でございます。

○中西知事公室審議官観光局次長まちづくり推進局次長 中西でございます。よろしくお願いいたします。

○林まちづくり推進局長 羽山建築課長でございます。

○羽山建築課長 羽山です。よろしくお願いいたします。

○林まちづくり推進局長 よろしく申し上げます。

○久保田水道局長 4月1日付で水道局長を拝命しました久保田でございます。よろしくお願いいたします。

私の後ろ、同じく浅田業務課長でございます。

○浅田水道局業務課長 浅田でございます。よろしくお願いいたします。

○田中委員長 ありがとうございます。

それでは、案件に入ります。

まず、付託議案の審査を行います。

当委員会に付託を受けました議案は、委員会次第に記載のとおりであります。

なお、審査に先立ち申し上げておきますが、委員長報告は正副委員長会議の申し合わせにより、付託を受けました議案の審査結果についてのみ報告となりますので、あらかじめご了承ください。

それでは、付託議案について、県土マネジメント部長、まちづくり推進局長、水道局長の順に説明をお願いします。

○加藤県土マネジメント部長 それでは、県土マネジメント部所管の6月定例県議会提出議案につきましてご説明をさせていただきます。

お手元の資料「第315回定例県議会提出議案」の78ページ、議第51号、市町村負担金の徴収についてでございます。これは、地方財政法第27条の規定によりまして、平成26年度に施工いたします事業について利益を受ける市町村に費用の一部を負担していただくものでございます。県土マネジメント部所管分は、このページの2つ目からでございます。急傾斜地崩壊対策事業と流域下水道事業でございます。記載の市町村、それから負担率によりまして事業費の一部を負担していただくものでございます。

次、80ページ、議第52号、道路整備事業にかかる請負契約の変更についてでございます。これは議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定によりまして、契約金額の変更について議決をお願いするものでございます。請負契約名は一般国道168号地域連携推進事業工事、請負者名は大豊・松塚特定建設工事共同企業体、変更前の契約金額は7億8,300万円、変更契約金額は7億9,695万3,600円ということでございまして、1,395万円の増額でございます。この工事につきましては平成25年10月の労務単価で積算したものでございますけれども、平成26年3月22日に契約いたしました、労務単価の上昇に対応するため、平成26年3月の労務単価に見直しまして請負代金を変更するものでございます。

次の81ページ、議第53号、公共土木施設災害復旧事業にかかる請負契約の変更についてでございます。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第

2条の規定によりまして、契約金額の変更について議決をお願いするものでございます。請負契約名は一般国道169号橋梁災害復旧工事、請負者名はオリエンタル白石・森下組特定建設工事共同企業体、変更前契約金額は6億1,689万4,950円、変更後の契約金額は6億7,159万9,740円でございます。5,470万円余の増額でございます。この工事は紀伊半島大水害で深層崩壊により被災した川上村におけます国道169号の早期復旧を目指して橋りょうを架設するものでございます。2基の橋脚のニューマチックケーソンの工事におきまして、中硬岩の範囲が当初想定したものよりもふえましたために、この岩掘削に要する経費が増加をいたしました。また、労務単価上昇への対応経費もあわせて契約金額を変更するものでございます。

次の82ページ、議第54号、公共土木施設災害復旧事業及び地すべり激甚災害対策特別緊急事業にかかる請負契約の変更についてでございます。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定によりまして契約金額の変更について議決をお願いするものでございます。請負契約名は熊野川・宇宮原地区河川災害復旧事業・地すべり激甚災害対策特別緊急事業工事でございます。請負者名は大豊・光和特定建設工事共同企業体、変更前契約金額は6億9,524万3,850円、変更後契約金額は7億526万9,490円、1,002万円余の増額でございます。この工事は紀伊半島大水害で被災しました熊野川の護岸の復旧と斜面の地すべりをとめるための再盛り土を行うものでございます。当初、現場への最短経路として上流側からの工事進入路を計画しておりましたが、この計画位置の斜面が土砂流出を起こしまして、このため、この進入路を下流側へ移しました。それに伴いまして進入路の延長が増加したことによる経費と、労務単価上昇への対応経費とあわせまして、契約金額を変更するものでございます。

85ページ、議第57号、奈良県道路整備基本計画の策定についてでございます。これは奈良県の県行政に関する基本的な計画等を議会の議決すべき事案として定める条例第3条に基づきまして議決をお願いするものでございます。

お手元に「奈良県道路整備基本計画」の冊子と「奈良県道路整備基本計画（案）の概要」をお配りをさせていただいていると思います。説明は、概要版の「奈良県道路整備基本計画（案）の概要」を用いてご説明をさせていただきたいと思います。この奈良県道路整備基本計画は、平成25年に制定されました奈良県道路整備に関する条例に基づきまして策定をするものでございます。大きな構成といたしましては、「奈良県道路整備基本計画（案）の概要（1）」が整備すべき道路のあり方でありまして、「奈良県道路整備基本

計画（案）の概要（２）」が道路整備の進め方と、大きく２部構成でなっております。

まず「奈良県道路整備基本計画（案）の概要（１）」からご説明をさせていただきたいと思っております。整備すべき道路のあり方についてでございます。１つ目が「骨格幹線道路ネットワークの形成」でございます。県道を縦横断し拠点間を連絡いたします広域的な交通を担う、特に重要な路線につきましては、目的横断的に必要性が高い項目としてここで記載をしております。そして、２つ目でございますけれども、「目的志向の道路整備の推進」でございます。骨格幹線道路以外の道路につきましては、企業立地の支援、観光の振興、生活利便の向上、安全安心の確保といった４つの観点から、道路整備の目的を明確にしまして取り組むこととして記載をしております。そして、３つ目が「整備にあたっての条件・配慮事項」でございます。風格ある景観形成、既存ストックの活用、使いやすさといった道路整備を実施する上での条件ですとか配慮事項につきまして記載をしております。「奈良県道路整備基本計画（案）の概要（１）」の整備すべき道路のあり方といたしましては、以上、大きく３つの項目で構成をされております。

次に、「奈良県道路整備基本計画（案）の概要（２）」をごらんください。道路整備の進め方でございます。ここでは１つ目が『評価の重視と「選択と集中」』ということでございます。計画段階を含む事業の各段階に応じた評価の実施と、選択と集中による予算マネジメントについて記載をしております。

次に、２つ目でございますけれども、「連携と協働と説明責任」ということでございます。市町村や他の道路管理者、さらには地域住民といった幅広い関係者との連携・協働や説明責任の重視について記載をしております。

そして、３つ目でございますけれども、「契約・許認可の適正確保と品質の向上」ということでございます。入札契約の手続、許認可の手続等におけます透明性、公平性の確保ですとか、公共事業におけます品質の確保について記載をしております。道路整備の進め方といたしましては、以上、大きく３つの大項目となっております。

以上で奈良県道路整備基本計画の策定についての説明を終わらせていただきたいと思います。

次に、「第３１５回定例県議会提出議案」。８６ページ、報第１号、平成２５年度奈良県一般会計予算繰越計算書の報告についてでございます。県土マネジメント部、まちづくり推進局の繰越明許費につきましては、８９ページの「１０ 県土マネジメント費」から９２ページにかけて記載をしております。あと、９３ページの災害復旧費のうち、土木施設災

害復旧費が私どもの所管するところでございます。平成25年度の12月議会及び2月議会の建設委員会におきまして繰越明許費の承認をお願いしたところでございますけれども、その後の精算等によりまして、平成26年度への繰越額でございますけれども、集計欄がございませんが、総額244億2,531万円余となりました。

主な繰り越し理由といたしましては、平成25年9月の台風18号の豪雨の影響によりまして工事の一時中断、現場条件の変化などに伴う工法の変更、地元調整の難航ですとか、あるいは関係機関との調整、用地補償の交渉の難航などによりまして不測の日数を要することとなり、やむを得ず繰り越したものでございます。適切に事業の執行、進捗管理を図りまして、引き続き繰り越しの削減に努めるとともに、繰り越しましたこれらの予算につきましては早期完成に向けて部局一丸となって取り組んでまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、94ページ、平成25年度奈良県一般会計予算事故繰越繰越計算書についてでございます。このページの「10 県土マネジメント費」が私どもの所管するところでございます。平成26年度への事故繰越額でございますけれども、集計欄がございませんけれども、都合9億2,621万円余となりました。これらは平成24年度から繰り越したものをさらに繰り越すものでございますけれども、平成25年9月の台風18号、この豪雨の影響によりまして工事を一時中断せざるを得なかったために工事が遅延をいたしまして、一度、平成24年度から25年度に繰り越したものを、やむを得ずさらに平成26年度に繰り越したものでございます。今後、早期完成に向けて取り組んでまいりますので、どうぞご理解のほどお願いいたします。

次に、96ページ、報第3号、平成25年度奈良県流域下水道事業費特別会計予算繰越計算書の報告についてでございます。工法の検討等に不測の日数を要したことなどによりまして、平成25年度の2月議会の建設委員会におきまして繰越明許費をお願いした案件でございます。その後、精算等によりまして、平成26年度への繰越額は18億745万円余となりましたので、ご報告いたします。

次に、111ページ、報第18号、奈良県土地開発公社の経営状況の報告についてでございます。この111ページから113ページにかけて、この報第18号、奈良県土地開発公社の経営状況の報告について、報第19号、奈良県道路公社の経営状況の報告について、そして報第20号、奈良生駒高速鉄道株式会社の経営状況の報告についてとございますが、これらにつきましては別冊の資料でご説明させていただきたいと思っております。

お手元に配付させていただいてる資料「平成26年度事業計画書 奈良県土地開発公社」でございます。

1ページ、事業の実施方針でございます。平成26年度の主な事業といたしましては、県からの受託事業であります道路、河川、砂防あるいは都市計画事業の用地の先行取得業務でございます。さらに、奈良県住宅供給公社から寄附を受けました土地や長期保有となっております分譲用地等の早期売却に努力をしております。また、国から受託いたします京奈和自動車道（大和北道路）の用地買収事務を実施しております。事業の詳細及び予算関係につきましては、2ページ以降に記載のとおりでございます。

続きまして、「平成25年度事業報告書 奈良県土地開発公社」を説明させていただきたいと思っております。1ページ、事業の概要でございます。実施いたしました主な事業でございますけれども、県の道路事業、都市計画事業に伴う公有地の取得業務を行いました。また、奈良県住宅供給公社の解散に伴いまして、その資産の寄附を受け、その資産の分譲及び管理を実施しております。

事業の詳細につきましては、2ページ、土地の取得といたしましては、備考欄をごらんいただけますでしょうか。国道168号ですとか奈良橿原線など、こういったところで用地の取得を行いました。次に、土地の売却でございますけれども、「(2) 土地売却」にございますように平城宮跡歴史公園、あるいは奈良橿原線などの一部を県に売却をしております。また、その他事業といたしまして、寄附を受けました橿原ニュータウンの賃貸駐車場の管理を行っております。3ページ以降につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で奈良県土地開発公社の経営状況の報告の説明を終わらせていただきます。

続きまして、奈良県道路公社の経営状況についてご説明をさせていただきます。冊子「平成26年度事業計画書 奈良県道路公社」1ページ、事業の実施方針でございます。平成26年の事業計画といたしましては、引き続き円滑かつ安全な交通を確保し利用者サービスの向上に努めることを基本に、第二阪奈有料道路の管理をしておりますけれども、供用から17年が経過をいたしまして、今後、維持管理経費の増加が見込まれますことから、計画的な維持管理と施設の長寿命化に努めてまいります。

2ページ、平成26年度の予算及び資金計画でございます。3ページの収入支出予算の合計の欄になりますけれども、収入は303億2,000万円余、支出は295億7,000万円余となっております。少し補足をいたします。この収入欄「(項) 道路料金収

入」の欄でございますけれども、道路の料金収入といたしましては85億9,000万円余を見込んでございます。次の4ページの平成26年度資金計画につきましては、説明を省略させていただきます。

続きまして、資料「平成25年度業務報告書 奈良県道路公社」1ページ、「Ⅱ 事業概要」でございますけれども、第二阪奈有料道路の料金収入業務と道路維持管理業務などを行うとともに、引き続き経営改善の取り組みを進めるため、平成26年度から平成28年度までの経営改善プログラムの策定をしております。第二阪奈有料道路の料金収入と利用交通量でございますけれども、料金収入は86億1,000万円余ということで対前年度（平成24年度）比3.5%の増となっております。また、利用交通量は1年間で1,260万台余ということで、こちらも対前年度（平成24年度）比2.9%の増となっております。2ページ以降につきましては、説明を省略させていただきたいと思っております。

以上で奈良県道路開発公社の経営状況の報告の説明を終わらせていただきます。

続きまして、奈良生駒高速鉄道株式会社の経営状況につきましてご説明させていただきます。資料「平成26年度事業計画書 奈良生駒高速鉄道株式会社」1ページ、奈良生駒高速鉄道株式会社は、京阪奈線の生駒駅から学研奈良登美ヶ丘駅間の鉄道施設を近畿日本鉄道株式会社に貸し付けまして、その路線使用料を主たる収益としておるわけでございますけれども、平成26年度におきましては営業利益を2億9,000万円、経常損失を1億7,000万円と見込んでおります。詳細は2ページに記載のとおりでございます。単年度収支につきましては、平成28年度に黒字転換の見込みと聞いてございます。なお、事業の実施計画の内容につきましては、1ページ「3. 事業実施計画」に記載のとおりでございます。

続きまして、平成25年度の事業報告の説明に移らせていただきます。資料「平成25年度事業報告書 奈良生駒高速鉄道株式会社」をお願いいたします。1ページ、「1. 現況に関する事項」の中段でございますように、コストの縮減に努めますとともに、低利資金への借り換えを進めまして支払い利息の低減を図ってございます。詳しくは8ページに損益計算書をつけてございます。ここでの詳しい資料説明は省略いたしますけれども、営業利益は2億6,000万円余、経常損失は2億1,000万円余となっております。

次に、2ページ、「(3) 資金調達の状況」でございますけれども、当期（平成25年度）中に償還資金の借り換えを行いまして、当期末の借入金残高は255億8,000万



円でございます。前期（平成24年度）に比較いたしまして8億6,300万円減少して  
ございます。その他、「(4) 財産及び損益の状況の推移」などは記載のとおりでございま  
す。また、3ページ以降につきましては説明を省略をさせていただきます。

以上で奈良生駒高速鉄道株式会社の経営状況の説明を終わらせていただきます。

県土マネジメント部所管の6月定例県議会提出議案の説明は以上でございます。ご審議  
のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

**○林まちづくり推進局長** それでは、続きまして、まちづくり推進局所管の6月定例県議  
会提出議案につきましてご説明を申し上げます。「第315回定例県議会提出議案」をお  
願ひします。114ページ、報第21号、奈良県住宅供給公社の経営状況の報告について  
でございます。別冊になります「平成25年度業務報告書 奈良県住宅供給公社」1ペー  
ジ、業務の実施概要についてでございます。分譲事業につきましては、ゆうタウン高円1  
区画、橿原ニュータウン1区画の宅地の販売に努めました。賃貸事業につきましては、橿  
原ニュータウンにおきまして駐車場3カ所の運営管理、土地2カ所の賃貸事業を行いま  
した。また、平成25年度末の公社解散に伴いまして、記載のとおり保有資産の処分を行  
いました。なお、2ページ以降の主要事項の処理状況、役職員の異動状況、財務諸表等につ  
きましては説明を省略させていただきます。

次に、「第315回定例県議会提出議案」126ページ、報第25号、地方自治法第1  
80条第1項の規定による専決処分の報告の「奈良県手数料条例の一部を改正する条例」  
についてでございますが、概要につきましては、『「6月定例県議会提出条例」説明資料』  
3ページ、奈良県手数料条例の一部を改正する条例ですが、エネルギーの使用の合理化に  
関する法律の改正に伴いまして、条文の整備を行うため所要の改正を行うものでございま  
す。詳細は4ページの新旧対照表に記載のとおりでございます。なお、施行日は平成26  
年4月1日でございます。

次に、「第315回定例県議会提出議案」126ページ、報第25号、地方自治法第1  
80条第1項の規定による専決処分の報告の「県営住宅家賃の滞納者等に対する住宅明渡  
等請求申立てに関する訴訟事件について」でございます。詳細につきましては133ペー  
ジになります。これらは家賃滞納月数が6カ月以上、または滞納額が20万円以上のもの  
のうち、特に悪質と認められる6件につきまして住宅の明け渡し等の請求申し立てを行  
いました。これを報告するものでございます。

まちづくり推進局所管6月定例県議会の提出議案の説明は以上でございます。ご審議の

ほどよろしくお願いたします。

○久保田水道局長 それでは、水道局所管の6月定例県議会提出議案につきましてご説明させていただきます。資料『「6月定例県議会提出条例」説明資料』1ページ、本議会におきまして、職員の配偶者同行休業に関する条例の制定につきまして議案を上程しておるところでございます。この条例は、外国で勤務等をする配偶者と、その赴任地におきまして生活をともにすることを希望する有為な地方公務員の継続的な勤務を促進するために、地方公務員の配偶者同行休業の制度を創設する改正地方公務員法の規定に基づきまして、必要な事項を定めるものでございます。

具体的には、職員の配偶者が外国で勤務しましたり、あるいは外国で個人が業として活動を行いましたり、あるいは外国の大学等への就学等で外国に滞在することとなった場合などに、公務に支障がないと認められる場合は、一定の要件を満たせば3年を超えない範囲で配偶者同行休業を承認することができる旨の規定でございます。水道局におきましても、この条例の施行に伴いまして、水道局所管の県営水道の業務に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例につきまして必要な規定整備を行うものでございます。規定整備の主な具体的な内容は、配偶者に同行休業している期間につきましては、給与を支給しない旨を規定するものでございます。以上が水道局所管の6月定例県議会提出条例の説明でございます。

続きまして、「第315回定例県議会提出議案」をご用意いただけますでしょうか。水道局所管の予算繰越計算書の報告につきまして説明させていただきます。98ページ、報第5号、平成25年度奈良県水道用水供給事業費特別会計予算繰越計算書の報告についてでございます。建設改良費の繰越額、事業名「用水供給施設建設事業」、予算計上額15億7,454万7,000円、支払い義務発生額11億3,251万9,122円、翌年度繰越額2億1,800万円となっております。繰越額の財源につきましては記載のとおりでございます。繰り越し理由につきましては、工事の施工方法の検討などに不測の日数を要したことなどによるものでございまして、早期完成に向けまして鋭意努力いたしております。どうぞよろしくお願いたします。なお、不用額2億2,402万7,878円につきましては、事業内容の見直し及び入札差金等による工事の執行残及び人件費の執行残並びに他諸経費の節減等に伴う不用によるものでございます。

以上が平成25年度奈良県水道用水供給事業費特別会計予算の繰り越しについてのご報告でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○田中委員長 ただいまの説明について、質疑があればご発言をお願いいたします。

なお、その他の事項については後ほど質疑を行いますので、ご了承願います。

○太田委員 奈良県道路整備基本計画について質問をさせていただきます。これは代表質問でも取り上げました。奈良県道路整備基本計画の中では高規格道路ネットワークの形成を土台にした上で、目指す方向として起業立地を支援する道路整備を第1と位置づけて、第2に観光の振興、第3に生活利便の向上、最後に安全安心の確保と続いているとのことでございます。これらの計画の4点ですが、同列とのことではあるのですけれども、京奈和自動車道の大和北道路、事業化されている大和郡山インターチェンジから奈良インターチェンジ間において、840億円のうち県負担分が210億円と聞いております。一方で、道路や橋りょうの維持、補修は63億円と聞いております。今、本当に老朽化が進んでいる道路や橋りょう、トンネル、歩道の安全、施設の維持管理、補修は、極めて大事な事業であると思っておりますけれども、この予算の中でそれがきちっと担保されるのかどうかについてお伺いをしたいと思います。

○高木道路管理課長 限られた予算の中で道路の老朽化対策や維持管理にどのように取り組んでいけるのか、ちゃんと予算が確保できるのかというご質問でございます。平成26年度の当初予算では、道路アセットマネジメントの項目に62億9,500万円余の予算があり、ほかに道路公共事業の項目にある舗装補修費を含めると、道路維持管理費の総額は78億8,300万円余になっております。平成26年度はこれらの予算によりまして、老朽化対策、防災対策、耐震対策、舗装補修、除草、路面清掃、除雪、道路パトロールなど道路の維持管理を実施してまいります。奈良県における道路の維持管理費は、「なら安心みちネットプラン～暮らしをつなぐ道路防災～」により防災対策を強化した平成22年度の64億4,400万円をピークに、平成25年度はその約80%に減少しております。しかし、平成26年度は平成22年度の約1.24倍に当たる78億8,300万円余の予算を確保しておりますので、老朽化対策につきましては、あれができないとか、これができないといった直接的な予算不足が生じている状況ではございません。しかし、今後、高度経済成長期に建設された道路インフラが急激に高齢化を迎えることから、必ずしも現状のままでは十分とは言い切れません。

そのようなことから、定期的な点検、診断を行い、「奈良県橋梁長寿命化修繕計画」を策定して、損傷が軽微なうちに修繕の対策を講じる予防保全型の維持管理を行います。また、除草や舗装補修といった道路の経常的な維持管理の効率化や維持管理業務への包括的

な契約や複数年の契約の導入などを実施いたします。このような取り組みを進めることにより、維持管理の効率化、コストの縮減を図りながら必要な予算の確保に努め、適切な老朽化対策や維持管理を確保してまいりたいと考えております。以上でございます。

○太田委員 現在の道路の社会的役割というのは、人口の減少や、また過疎地の進行の中での対応、そして地域社会の中での高齢化などによって大きく変化をしていると思います。

先ほどご答弁いただいた中で、道路への維持補修や修繕、こういったものにも対応していくというご答弁でしたので、それをさらに一層進めていただきたいと思います。以上です。

○田中委員長 ほかにご質問はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、ほかになければ、付託議案についての質疑を終わります。

続いて、付託議案について、委員の意見を求めます。ご発言お願いいたします。

(「賛成です」と呼ぶ者あり)

賛成のご発言がございました。

ほかにご意見はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、ただいまより付託を受けました各議案について採決を行います。

採決は簡易採決により一括して行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

それでは、お諮りいたします。

議第49号中、当委員会所管分、議第51号中、当委員会所管分、議第52号から議第54号及び議第57号については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議がないものと認めます。

よって、議第49号中、当委員会所管分、議第51号中、当委員会所管分、議第52号から議第54号及び議第57号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、報告案件についてであります。

報第1号中、当委員会所管分、報第3号、報第5号、報第18号から報第21号及び報第25号中、当委員会所管分については、先ほどの説明をもって理事者より詳細な報告を

受けたこととさせていただきますので、ご了承願います。

これをもちまして付託議案の審査を終わります。

それでは次に、その他の事項に入ります。

まず、県土マネジメント部長から、『「紀伊半島大水害 復旧・復興の現状と取組」について』ほか3件、まちづくり推進局長から「まほろば健康パーク・スイムピア奈良の供用開始について」ほか2件について報告を行いたいとの申し出がありましたので、県土マネジメント部長、まちづくり推進局長の順に報告をお願いいたします。

**○加藤県土マネジメント部長** それでは、報告1、紀伊半島大水害復旧・復興の現状と取組みについてご説明させていただきたいと思えます。右肩に報告1とございます資料「紀伊半島大水害復旧・復興の現状と取組」をお願いいたします。

まず、4ページ、避難の状況でございます。5月30日時点の避難状況でございますけれども、57世帯119名となっております。これが6月30日時点では、54世帯115名となっております。2月の報告からは21世帯48名の減少となっております。

次の、5ページ、避難者の市町村別の内訳でございます。5月30日時点で、五條市が30世帯56人、野迫川村が27世帯63人、十津川村は避難が解消してございます。6月30日時点でございますけれども、五條市が28世帯53人、野迫川村が26世帯62人となっております。次に、今後の帰宅等が可能となるめどでございますけれども、6月末までの欄は、先日、7月1日に五條市の飛養曾、引土、赤谷地区におきまして、また野迫川村の北股地区におきまして発令されておりました避難勧告、あるいは避難指示が解消されたこと等によりまして帰宅が可能となったものでございます。五條市の7月末とありますのは、宇井地区、1月末とありますのは辻堂地区でございます。辻堂地区につきましては、柳谷の堰堤工事の完成が平成27年1月に変更となったことに伴うものでございます。避難生活の延長に伴いまして、応急仮設住宅の安全性の確保につきましては万全を期してまいりたいと考えてございます。

次の6ページから9ページにかけまして、避難が継続している地区の状況を記載してございます。まず、辻堂地区でございますけれども、今申しましたように、柳谷の堰堤工事箇所におきまして、平成26年3月にのり面上の岩塊の不安定化ですとか崩落部の拡大といったものが新たに確認されまして、追加の対策工が必要になりました。堰堤工事の完成は平成27年1月の見込みとなりました。

8ページ、飛養曾・引土地区でございます。7月1日火曜日に避難勧告が解除されてご

ざいます。

次の9ページ、野迫川村の北股地区でございませけれども、こちらも7月1日に避難指示が解除されております。

次の10ページは復興住宅の建設状況でございませ。五條市阪本地区の4戸は5月で完成してございませ。また、野迫川村の北股地区の5戸につきましては6月末完成予定となっております。おくれましたが、もう間もなく完成の予定でございませ。十津川村の13戸につきましては4月に完成してございませ。

次、11ページからはインフラ等の復旧状況でございませ。まず、大規模崩落への対応でございませけれども、対策が必要となりました県の12カ所、国の6カ所につきましては、それぞれ工事を進めておるところでございませ。県の12カ所のうち11カ所につきましては平成26年度内に完成の予定でございませ。柳谷につきましても、堰堤工事につきましては平成27年1月に完成をする予定でございませ。その後、山腹工事等予定してございませので、柳谷全体での工事の完了は平成27年度の見込みでございませ。

14ページは河川・砂防の災害復旧事業の状況でございませ。災害箇所114カ所ございましたけれども、これまでに108カ所の完成をしてございませ。進捗率は95%となっております。残り6カ所でございませけれども、平成26年度中に終える予定となっております。

次の15ページ、今申し上げた河川・砂防の内数になってまいりますけれども、堆積土砂の撤去でございませ。対象箇所は8カ所ございました。これまでに6カ所が完了してございませ。平成23年の時点で設定いたしました撤去量は、221万立方メートルございましたけれども、このうち、これまでに201万立方メートルの撤去を終えております。平成25年の台風18号等により土砂の供給が続いておりますので、現場との印象が少し違うかもしれませんけれども、当初の目標に対する進捗率は前回の報告から約20%ふえまして91%となっております。残る2カ所は、20万立方メートルありますけれども、これらについては平成26年度内に撤去をする予定となっております。

17ページは道路の災害復旧事業の状況でございませ。道路の被災箇所126カ所ございましたけれども、これまでに120カ所が完了してございませ。進捗率は95%でございませ。残り6カ所でございませけれども、平成26年度内に完成するものを4カ所予定してございませ。平成27年度に完成予定が2カ所となっております。

次の18ページ、残っている6カ所の工事でございますが、県道篠原宇井線、県道高野

天川線の2カ所が平成27年度の完成予定になってございます。

次の19ページ、紀伊半島アンカールート、国道168号の進捗状況でございます。平成26年度から五條市阪本工区が新たに国庫補助事業として採択をされました。県の補助事業による事業箇所が3カ所、国の権限代行による事業箇所が3カ所となっております。

33ページは十津川村で進めております新しい集落づくりについてでございます。モデルとしまして谷瀬地区と高森地区の2地区を選定いたしまして、谷瀬地区では「集落が一体となってやりがい・生きがい得られる場をつくる」をテーマに、高森地区では「村に最期まで住み続け、助け合い支え合う住まい方モデルを実現する」をテーマに、それぞれ取り組みを進めてまいります。

次、34ページ、35ページは、安全・安心の備えについてでございます。まず、深層崩壊のメカニズム解明と対策研究でございますけれども、深層崩壊研究会を設けまして現地調査や分析等を行いました。得られた知見につきましてはアーカイブとして取りまとめたり、地域住民、関係者へ説明をしたり、提供したりということで取り組みを進めてございます。また、監視・警戒・避難システムづくりでございますけれども、これまでに大規模土砂災害監視・警戒・避難システム検討会を10回開催いたしました。深層崩壊マップの作成方法あるいは利活用の方法などの検討を進めているところでございます。こうした取り組みの成果につきましては、奈良県が大水害から学んだ教訓といたしまして、平成26年11月25日から28日に開催されます国際防災学会インターイベント2014奈良大会を通じまして内外に広く情報発信してまいりたいと考えてございます。以上で報告1についての説明を終わります。

次に、報告2でございます。資料『平成25年度予算「公共事業の主な事業箇所」の事業費の変更について』をお願いしたいと思います。これまでに補正予算も含めてでございますけれども、平成25年度の主な事業箇所として153カ所を報告させていただいております。本日は、このうち事業費が3割以上増減したものにつきましてご報告をさせていただくものです。3割ふえたものが21カ所、3割以上減ったものが35カ所、都合56件の報告となっております。

1ページから2ページにかけては、3割以上ふえた21件の事業箇所のリストとなっております。1ページが道路事業、2ページが河川・砂防事業となっております。

3ページからは3割以上減った35カ所の事業箇所リストとなっております。3ページから4ページが地元地域や関係機関との調整の結果、減少となった26カ所でございます。

す。

5 ページ、こちらのほうは国庫補助事業の採択に至らなかったものですか、あるいは社会資本総合整備交付金、防災・安全交付金などの交付金の配分が予定していたよりも少なかったことにより減額をした9件でございます。以上で報告2についてのご説明を終わります。

続きまして、報告3でございます。資料「奈良県地域交通改善協議会における検討状況について」をごらんください。この奈良県地域交通改善協議会における検討でございますけれども、そもそもの事の起こりといたしましては、平成24年10月に奈良交通株式会社から、経営環境の悪化等で中南部地域のバス路線の運行維持が困難になったとのことで、25路線（45系統）の見直しについて協議、申し入れがなされたこととございました。

こうした奈良交通株式会社からの申し入れを受けまして、奈良県地域交通改善協議会の体制をまず強化いたしました。会長を知事にいたしまして、委員も市町村長に直接入っていただく形にし、最終的な意思決定ができる場といたしました。そして、平成25年2月に第1回を開催しまして、これまでに5回開催いたしております。奈良県地域交通改善協議会本体のほか、幹事会4回、地域別部会2回。それから路線別の協議、これは都合53回、市町村別の協議を都合19回、さらに個別に市町村に直接足を運びまして行った調整も14回ございましたけれども、とにかく丁寧にこの議論を進めてまいりました。

3 ページ、こうした協議を進める上での基本的な考え方でございます。大きく4つございました。1つ目はデータ、証拠に基づくこと、2つ目はニーズに応じたサービス提供、ニーズオリエンテッドであること、そして3つ目がPDCAサイクルにより定期的に検証をしていくこと、そして4つ目として、将来の生活様式の変化ですとか移動ニーズの変化を踏まえるという考え方でございます。

4 ページは知事を会長といたします奈良県地域交通改善協議会の開催経緯でございます。平成25年2月以降、5回開催をしております。

5 ページは路線別の協議状況です。大きく4つの開催時期に区分できるわけでございますけれども、路線ごとに開催をいたしましたので、合計では53回、協議を重ねてございます。バスカルテを策定して、路線個別に買い物、通院、通学、通勤といった目的別の移動ニーズを整理いたしまして、これらのニーズと運賃、あるいは財政的な負担のマッチングなどを客観的に評価しながら路線の確保の必要性、経費の負担方法などについて議論を重ねてまいりましたわけでございます。



次の6ページ、これらは議論の結果でございます。細かい表になってございますけれども、調整前が「H25実績による仕分け」、調整後が「第3回路線別協議後の状況 5月30日現在」でございます。45系統ごとに客観的指標を示させていただいておりますが、この赤とかオレンジとかピンクとかの色がついているところが調子の悪いところでございます。協議を重ねた結果、左（調整前）にあったものが右（調整後）のように変わってございます。色がついているところが減っているのがおわかりいただけるかと思っておりますけれども、調整の結果、このように改善されてきたのでございます。

7ページ、このような議論を重ねまして、6月9日の第5回奈良県地域交通改善協議会におきまして、一定の結論をこの25路線、45系統についていただいたわけでございます。現行どおりで維持するものが10系統、ダイヤ、便数、ルート等を見直した上で維持しましょうというのが20系統、当面は維持するけれども、2年以内にコミュニティバスへ移行しましょうというのが1系統、廃止してコミュニティバスに移行しましょうというのが1系統、廃止するものが9系統、引き続き調整が必要なものが4系統という結論でございました。廃止が9系統となつてございますけれども、このうち2系統ではコミュニティバスによる代替を検討しているところでございますし、残り7系統につきましては重複した路線がございますので、バスが全く走らなくなる場所は基本的にはないと理解をしています。引き続き調整が必要となりました4系統につきましては、協議期限とされておりまして平成26年9月末に向けまして、引き続き丁寧に調整を進めてまいりたいと考えています。

今後の流れでございまして、事務的には平成27年のバスネットワーク計画を策定して補助を行っていくこととなりますし、さらに平成27年度に向けましては、継続的に奈良県地域交通改善協議会を開催し、バス運行のあり方等についてPDCAサイクルによる検討を重ねてまいりたいと考えています。以上で報告3の説明を終わらせていただきたいと思います。

次に、報告4「土木工事にかかる請負契約の変更について」でございます。当初の請負金額の3割を超えて変更する場合につきまして報告をさせていただいております。今回は該当する工事が1件ございます。御所市柏原地内の曾我川での護岸工事でございます。請負業者名は徳龍建設でございます。当初の請負金額は969万円余、変更後の金額は1,610万円余でございまして、640万円余、66%の増額でございます。

主な変更理由でございまして、現場の施工条件の精査に伴いまして、この護岸の

矢板を打ち込むための重機の作業ヤードの位置を変更しております。それと、当初、想定していなかった転石が出てきましたことから、矢板を打ち込むための機械を少し強力で大型のものに変更してございます。こうしたことによる増額でございますけれども、変更にあたりましては県の監督職員が現地においてその必要性を十分に確認した上で行ってございます。なお、本工事につきましては6月30日が工期でございますけれども、予定どおりに完成してございます。以上で報告4の説明を終わらせていただきます。

**○林まちづくり推進局長** 続きまして、報告5の資料「まほろば健康パーク・スイムピア奈良の供用開始について」をお願いいたします。まほろば健康パーク・スイムピア奈良につきましては、県内初めてのPFI手法によりまして、平成24年7月30日に起工式を行い、約2年にわたって整備を進めてまいりました。このたび完成を見まして、平成26年6月29日には竣工式典を盛大に開催し、7月1日から供用を開始しております。竣工式においでいただきました委員の皆様方、ありがとうございます。なお、ファミリープールのほうですけれども、7月19日からのリニューアルオープンでございます。

この施設のコンセプトでございますけれども、「1. 施設のコンセプト」に書いていますように3点ございます。1つ目、健康増進・リハビリの中核施設、2つ目、人に優しい施設、それから3つ目、県内の水泳競技の拠点施設としての役割がございます。この事業につきましては、整備及び運営をあわせまして、平成41年3月までを事業期間とする契約を、平成23年10月に締結をしております。

施設の概要ですけれども、まほろば健康パークには、スイムピア奈良のほかに既設の施設のリニューアルに加えましてジョギングコースなども整備いたしました。スイムピア奈良のほうですけれども、25メートルの屋内プール、50メートルの屋外プール、歩行用プールにあわせましてトレーニングジム、フィットネススタジオなども設けております。事業者のほうで自主事業として各種プログラムを実施していきます。以上が報告5でございます。

次に、報告6の資料「若草山移動支援施設に係る環境影響調査結果」をお願いいたします。2月の建設委員会で中間報告をいたしております環境影響調査の最終結果になります。環境影響調査は、県の環境影響評価マニュアルの鉄道事業とスポーツまたはレクリエーション施設の事業に準じて実施しております。環境影響評価の結果でございますけれども、中間報告に加えまして、動物、景観、文化遺産についての冬季の調査を実施いたしました。その結果、全ての環境要素について回避または低減されていると考えております。しかし

ながら、この結果をもとに若草山の移動支援施設を直ちに計画するものではございません。7月に開催を予定しております奈良公園地区整備検討委員会で若草山のにぎわいづくりにつきまして、県の提案以外にもこれまでいただいたさまざまなご意見、ご提案もあわせてじっくりと議論をしていきたいと考えております。以上が報告6でございます。

最後は報告7「河合町における違反建築について」でございます。本件の違反建築につきましては、前回の2月の報告以降、3月25日及び5月26日に建築課におきまして宗教法人に対し指導を行うほか、2月13日以降、計14回の現地調査を実施しております。建物の使用禁止、宅地造成工事中止が守られていることを確認しております。

具体的な是正事項につきましては、要是正項目の②の排煙設備については必要となる部材の調達が行われましたが、工事の管理者となります一級建築士が不在のため、これらの工事が未了のままとなっております。宗教法人ですけれども、是正に努める意思は放棄しておらないため、県といたしましては、速やかに要是正項目②以外の残っている項目、建築物の高さなどについても是正するよう引き続き指導してまいりたいと考えております。

以上で報告についてのご説明を終わります。よろしく申し上げます。

○田中委員長 ただいまの報告、または、その他の事項も含めまして質疑があればご発言をお願いいたします。

○川口委員 余りくどくど申し上げるつもりはないのですが、報告7番目から。これは、高さの問題、構造物総体にかかわっている建築違反ということはもう見え見えです。是正完了とかなんとかとあって、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨が関連していて、総体が悪いまま、中だけ、ちょっちょつと是正して、よくなりましたということでは話が通じるのかどうか。議論はもう余りしたくないというか、こんなことね。子どもじみた報告はやめておけと言いたい。もう、いろいろな話題が飛んでいます。法律より神さんのお告げのほうが大事というような揶揄まで入っているわけです。いずれにしたって、これはなかなか是正といっても、取り壊さないことにはどうにもならない問題ではないのかというのが一般的な見方です。これは申し上げておこう。

それから、建築申請に当たってコンサルタントなど、専門家がついているはずですが、途中で、施主からはねられたのか、逃げたのか、いずれにしろ、建築申請を出したコンサルタントがなぜ工事にもかかわり合いを持たなかったのかという、経緯や経過もきちっと捉えておかなければいけないと思う。だから、これからいろいろな他の建築申請にかかわって、コンサルタントが、しまいまで面倒見るのだな、しまいまで責任を持って仕

事するのだなとなるのかどうなのか、これが問題だろう。途中で、コンサルタントが逃げてもかまわないのですということになるのかどうなのか。法律的なことはわからないけれど、その辺も、こういったトラブルにかかわってのケースを一つの教訓として、次への対応策を考えないといけないと思うわけです。余り細々追及したくはないのです、林まちづくり推進局長。これは報告に出たから。しかし、毎回報告してもらっているから、県も執行部も真面目に報告してくれていると思うけれども、真面目は真面目だと思うけれど、子どもをおだてるような方法をするなどということだけ申し上げておきたいと思うわけです。いずれにしたって、コンサルタントはしまいまで責任を持ってやってくれるのかどうか、この辺の見解はどうなるのか。ちょっと伺っておきたいと思う。

それから、報告6、これは、議論したら、もう知事以上の頭はないと思う。この環境アセスメント、これは大きい目で見て、環境アセスメントだけの問題で、賛否の議論が飛んでしまっているのではないのですか。金もたくさん払うということだろうと思うけれども、このモノレールといいますのか、どのように言うのですか、これは。よく似たやつがあるわけです。赤字で難儀している葛城山のケーブルヘーブ補助金を考えてくれませんか。南部振興も大事だから、北和振興、奈良も振興は大事だと思うけれど、南部振興。金剛山、葛城山、二上山の山脈を観光に活かすための案を、中西知事公室審議官兼観光局次長兼まちづくり推進局次長、今、要望しておく、これは。葛城山のケーブルも同じように一遍考えてほしいことだけ申し上げておく。

それから、もう一つ、なら建築住宅センター。かつては県と奈良市と生駒市と橿原市、共同で耐震対策への対応もあってだと思えますけれども、積極的に県が手だてをして機関をつくりました。いつの間にやら県の指導も監督も監査も何も及ばないようになると、ずっと言い続けていた。ついにそういうようなはめになった感じ。去年、申し上げた。監査が及ぶようにすべきと。県がこれを設置をするについての最初の意図が外れた場合にはと。財産をみんな引き揚げますということをお田副知事が返事をされた。その後、どうなっているのかということ。経緯、経過をびしっと整理をしながら、なら建築住宅センターは、全く県とかかわり合いのないものではないということだけ、位置づけしなければいけない。きょうはこの回答は要らないけれど。後でその歴史を整理しておいてもらいたい。するか、しないかの返事だけ伺っておきたいと思う。以上。

**○羽山建築課長** 河合町の違反建築物に対しまして、建築確認にかかわった建築士は工事の最後までその業務を担当すべきではないかとのお話でございます。建築確認にかかわっ

た建築士は、その後の工事監理も建築主からの依頼に基づき請け負う場合と、工事監理を別の建築士に依頼される場合とがございます。本件にありましては、建築確認にかかわってきた建築士は、当初、その後の工事監理にもかかわっていたようですが、その建築士の指摘にもかかわらず信者らが奉仕の形で工事を進めてしまうので、工事監理から手を引き、建築主側の宗教法人側も工事監理を断ったという経緯でございます。以上でございます。

○中西知事公室審議官兼観光局次長兼まちづくり推進局次長 若草山のモノレールの件でご質問いただいたかと思えます。環境影響調査の報告をさせていただきましたが、特に問題ございませんという部分については、冬の調査項目を追加しました、終わりましたという報告でございます。委員がお述べのとおり、環境アセスメントだけが問題ではないということは重々わかっておりまして、今回、林まちづくり推進局長も申しましたように、奈良公園地区整備検討委員会という有識者、民間の方が入っておられるところで、きちんとほかの代替案も含めて真摯に議論をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、南部の振興につきましても、今、奈良県観光キャンペーンで、南、中南和地域も含めて積極的にやらせていただいております。その中で東京等でいろいろなキャンペーンもやっているのですが、できれば中南和地域がにぎやかになるようなきちんとした案をつくって、また雑誌等にも積極的にPRをしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○田中委員長 もう一度、答弁ですか。

○羽山建築課長 先ほど違反建築物の建築確認にかかわった建築士の説明をさせていただいたのですが、工事監理に携わった建築士も手を引きました。今回の案件につきましては、建築確認にかかわった建築士と工事監理にかかわった建築士と2人おります。先ほどの説明は当初の建築確認にかかわった建築士の説明でございます。

これから、是正工事にかかわった建築士の概要を説明させていただきます。この建築士は、違反の是正工事の段階からのかかわりで、奉仕の形で担当するようになりまして、是正方法等につきまして県とのやりとりなどをされていたのですが、奉仕の形での負担が大きくなったために工事監理から手を引かれたものです。そういう状況でございます。

○川口委員 いずれにしても、違反を起こす人たちは、少しでも県の指導や親切を、ありがと受けとめて真面目に仕事するようなタイプではないということ。だから、そういう意味で、そんな杓子定規に物事を全て処理できるものではないということだけは、わか

っている。いずれにしても、県は迷惑を受けたわけです。この迷惑を活かしながら次への対応をしないといけない。あるいは法的な不備があるならば、その法を補わねばいけないと言っているわけです。それを、履き違えないでほしい。いろいろなことに、何か私1人だけが反対をして、向こう向いていかないような風評が流れている。とにかく、しっかり指導してあげてください。指導してあげてくださいと言ったって、言うことを聞かないのだ。法律より神さんのお告げのほうが良いのだ。こここのところは履き違えたらいけない。そう言っているのだから。この話はこの辺にしておきます。

新県営プールの建築にかかわるときに、PFI手法に対して疑問を唱えた。建設委員会で申し上げたことがありますから、聞いた人もいるだろうと思うけれど。というのは、最後の決算段階になってみたら赤字で、放り出したというケースが、今までの全国のいろいろなケースの中であるはずだという問題を投げかけたはずです。しかし、これからはこうだと。このあいだの祝辞を聞いていたら、PFIが自由民主党の成長戦略の目玉のようなことをずっと言って挨拶をしていました。それはそれでよろしい、これはまあ、成功すればいいと思うけれども、15年先です。もうその時分は恐らく県議会議員をしていないと思いますし、この世にいないかもわかりません。黒字で、県へ決算報告ができるように、ちゃんと管理していかないといけない。赤字で戻ってきたら、どうしますか。これは、絶対赤字で戻るはずがありません、県は損をするはずがありませんという。そういう契約になっているのかどうなのか。これは、記録に残しておいてもらいたい。これを聞いておきたい。

それから、一般的にですが、まほろば健康パーク・スイムピア奈良のプールを利用するのに、会員でないと利用できないのではないかという話を聞いた。詳しいことはわからないけれど、一般県民の利用に対してはどのような形での対応になるのか、その辺を、建設委員会で問うべき内容なのかどうかはわからないけれど、教えてください。もうこれ以上、どんな返事であっても再質問しないので。

○中澤公園緑地課長 まず、新県営プールはPFI手法を進めておりますけれども、それが破綻するようなことはないのかどうかということについてお答えさせていただきます。

PFI事業ということで、今、どのように事業を進めていくかをまずチェックさせていただいております。それに、向こうからも、このような形で事業を進めますという提案をいただいております。それに基づきまして、まずモニタリング、つまり、ちゃんと行われているかどうかの履行の確認をさせていただくこととなります。それとあわせまして、こ

のPFIの株式会社による維持管理に対しまして、南都銀行がファイナンスをすることになっております。それに対しまして、県は南都銀行と直接協定を結んでおります。その事業内容を南都銀行等が事業監視をいたしますけれども、県と情報共有をするということでございます。それに基づきまして、経営状況が怪しくなった、厳しくなった段階におきましては、この事業の継続をどうすべきかについて南都銀行と調整を行い、以後の改善策を立てていくことになっております。

○川口委員 15年先に赤字で決算報告になったら、あとの赤字は県であとじまいしてくださいとならないのだろうか。この記録をちゃんと聞きたい。

○中澤公園緑地課長 それは毎年モニタリングをいたしまして確認をしていきます。

それと、先ほど申しましたように、南都銀行と直接契約を結んでおりますので、ファイナンスのあり方についてチェックを行い、問題があれば南都銀行等と調整を行いまして対応を考えていくこととなりますが、奈良県の関係の中で調整をするということになります。南都銀行に権限はございません。決算については、適切にモニタリングさせていただきたいと思っております。済みません。答弁がきっちりできなくて申しわけございませんでした。

それと、まほろば健康パーク・スイムピア奈良の一般の方のご利用の件ですけれども、まずプール、トレーニングジム、スタジオなど、あの建物の中の全ての施設でございますけれども、大人で1時間当たり500円、1日1,300円と個別料金を決めておりますので、会員でなくても利用はできる状況でございます。(発言する者あり)以上でございます。

○林まちづくり推進局長 川口委員のなら建築住宅センターの話でございますけれども、先ほど県の関与が完全になくなるのかという、奥田副知事の答弁のときに管理監督の話と一緒に出しているのですけれども。公益目的支出計画を出していただきます。これで管理あるいは監督していくことになるのですけれども、平成26年度が初年度でございますので、公益目的支出計画がきっちり出てきます。それで、不備とかがありましたら当然県が入っていきまして、きちんと目的に合った形でお金が使われるようにしていきたいと考えております。以上でございます。

○田中委員長 それでは、ほかにご質問はありませんか。

○太田委員 3点質問させていただきます。移動支援施設の環境影響調査の最終報告ということで、今回は1枚物で報告がありました。環境に影響なしとの結論が出されたわけですけれども、これまで私たちは議会で何度もやりとりを行って、知事からも実証的に詰め

ていきたいという旨の答弁をいただいております。この前の中間報告では、このような形でかなり詳しく報告があったのですけれども、今回はかなり簡単な報告でございます。私は、この調査もさることながら、この報告も極めて不十分ではないかと思いますが、その点についていかがでしょうか、お伺いをいたします。

2点目につきましては、平城宮跡の修景柵でございます。この間、平城宮跡におきましては、朝堂院の舗装、またその横にありますあずまやの建設などを進められておりますけれども、これは環境、地下にある遺構や木簡、また史実に基づくかどうか、こういう点で非常にいろいろな意見が出されているところでございます。同時に、県の行った事業としては修景柵がありますけれども、平城遷都1300年祭を機に設置されていたこの仮設のものにつきましては2011年3月までに撤去するものだと、日本の政府が世界遺産委員会に報告をしていたとお聞きしております。にもかかわらず、そのまま置かれているとのことで、世界遺産委員会からも撤去をすべきだという決議が上げられております。世界遺産の登録をされた時点で、一番問われたのは本物であるかどうかという点だと思います。この修景柵は史実に基づかないものであって、来場者の方々に誤解を招くものであるとのことから、一刻も早く取り除くべきだと考えておりますけれども、この点についての考えをお聞かせいただきたいと思っております。

3点目は、アンダーパスについてでございます。県内ではこの道路交通の安全性の確保や円滑化を目的に、アンダーパスを設置しているところがあります。このアンダーパスという道路は、地形的に雨水が集中しやすい構造となっております。通常の降雨時には、集まった雨水をポンプ設備などで外部に排出しているとのことでございますけれども、近年のゲリラ豪雨などで周囲から大量の雨水の流入もあって、この設備の排水だけでは処理ができなくなっている。こういう中で、アンダーパスの冠水が急激に進んで車両が立ち往生する。これは県外ではありますけれども、繰り返しテレビなどで報道されております。県は一体どのような形で対策を講じているのかと県民の皆さんからも心配の声をいただいております。その点についてお伺いをしたいと思っております。以上です。

○中西知事公室審議官兼観光局次長兼まちづくり推進局次長 若草山のモノレールにつきまして、環境影響調査の報告が不十分ではないのかと、内容もどうなのかというご質問であったかと思っております。まず、この報告につきましては、先ほども少し触れさせていただきましたけれども、前回の分にあわせて冬の分の3項目を追加した調査が終わりましてということで、簡単ではございますが、まとめとして一応報告し、内容は大きな問題はなかった



と、まずお伝えさせていただいたということでございまして、環境及び景観について全く問題がないと言っているものではございません。何度も言いますけれども、林まちづくり推進局長が先ほども言いましたように、この7月の奈良公園地区整備検討委員会の中でじっくりと議論をして、モノレールが是か非かも含めながら、いろいろな議論をしていくつもりでございますので、ご理解願いたい。それから、いろいろなやりとりの中で、前回のこの調査を実証的という部分については、平成25年10月に知事が予算審査特別委員会でそのように述べておりますが、その後、そもそもモノレールが要るのかどうか、ほかに代替案もあるのではないかと、いろいろな議論がやりとりの中で出てまいりまして、今のこの進捗のところにいるとご理解願いたいと思います。以上でございます。

○石井平城宮跡事業推進室長 委員から、世界遺産委員会から撤去を求められておりますその大極殿の修景柵を今後どのようにするのかというお問い合わせだと思います。その点について、回答させていただきます。第一次大極殿を囲みますその仮塀と言っている修景柵でございますが、委員がお述べのとおり、平城遷都1300年祭を契機といたしまして、来場者の安全かつ円滑な見学を確実にした上で、周辺などを通過する自動車並びに近隣地区の現代的な大規模商業施設など、景観を阻害する要因を遮蔽するという目的で文化庁の現状変更許可を得た上で設置をいたしまして、その重要な機能を果たしてきたところでございます。このため、国営公園事業により築地回廊等の建造物が復元されるまでの間、暫定的な囲いの施設として利用することとしております。これらにつきましては、平成23年6月の第35回世界遺産委員会の決議を受けまして、平成25年1月に文化庁から同様の趣旨で回答をさせていただいたところでありまして、これに対しまして、平成25年6月の第37回世界遺産委員会並びに平成26年6月に開催されました第38回世界遺産委員会でも当該案件が審理案件にならなかったことから、回答をいたしました内容につきましては一定の理解が得られたものと理解をしております。以上でございます。

○高木道路管理課長 アンダーパス、これに奈良県ではポンプ以外にどのような安全対策を講じているのかというご質問でございます。現在、県が管理しております道路におきまして、アンダーパスは10カ所ございます。それぞれ排水ポンプを設置して、水位が上がれば自動的に排水する仕組みになってございます。また、近年はゲリラ豪雨が全国各地で多発しておりますけれども、この排水ポンプ施設とあわせましてアンダーパスの水位を感知する監視センサーをつけまして、所定の水位、例えば5センチであるとか20センチであるとかという水位を越えた場合には、土木事務所に通報して職員が駆けつけるような仕

組みになってございます。また、路面の水深水位に応じまして、通行注意であるとか通行どめであるとかといった表示を通行車両に行い、注意を喚起したり危険を知らせる冠水警報表示板という施設を設置したりしております。現在、この監視センサーにつきましては、10カ所中6カ所、冠水警報表示板につきましては10カ所中5カ所に設置済みになっております。平成26年度におきましても、新たに1カ所センサーと表示板を設置する予定になっております。現在、工事発注の準備を進めておりまして、残る箇所につきましても引き続き整理を進めてまいります。以上です。

○太田委員 それぞれご答弁いただきましてありがとうございます。

まず、若草山の環境影響調査についてでございますけれども、先ほどの答弁の中で、実証実験については代替案も含めて検討することからご理解いただきたい、というお話でございました。そもそも、この環境影響調査は、モノレールをつくることについて環境に影響があるかどうかを調べるのが目的だったはずなのですが、中間報告の中にも、一番最初に出てくるのがモノレールの可能性について探ると書かれております。そうなりますと、この実証実験は必要ではないのか。代替案も含めて検討することになれば、調査そのものが途中で方針が変わったというように、先ほどの答弁の中では受け取ったのですけれども、方針が変わったのですか。その点についてお伺いをいたします。

続きまして、この平城宮跡の修景柵についてでございますけれども、もともと政府が世界遺産委員会に2011年3月で撤去するという報告をしていたとのことでございますので、当然、県がつくった施設ですから、この時点では県もそういうことだと了承をしていたのではないかと思うのですが、その点について再度お伺いをいたします。

○中西知事公室審議官兼観光局次長兼まちづくり推進局次長 先程の説明の中で言い足りなかった部分があつて誤解をお招きしたのかと思いますが、まず、この環境調査につきましては、当初より若草山の移動支援施設としてモノレール等が考えられないのかとのことで始めさせていただいた調査でございますので、方針等に全く変更はございません。ただ、その中でいろいろな意見が出てきたことは十分理解しておりまして、実証実験といえますか、中身についてはきちんと精度を持って調査をしたものでございます。今回報告させていただいておりますのは、その簡素化したものを出させていただいているわけでございます。その理由としましては、いろいろなやりとりの中で、環境や景観に影響があるかというだけでなく、そもそもモノレールをどうするのかという大きな議論にもなっていることを我々も十分理解しておりまして、知事も言っていますように、中止も視野に入れていろいろ

るな角度から検討をすることが、今回の7月の奈良公園地区整備検討委員会でなされるとの認識をしているところでございます。以上です。

**○石井平城宮跡事業推進室長** 一番最初の世界遺産委員会への報告の中で、2011年3月までに撤去すると国から申請をしているので、その時点では県も同意していたのではないかとのお話でございました。手元に記録がないので正確な日付を覚えていないのですが、確か、平城遷都1300年祭が開催される前は撤去の予定で開催をしまして、その後、撤去されると報告していた分だと思います。その後、平城遷都1300年祭が行われまして、平城宮跡に予想を上回るたくさんのお客様がお見えになったので、その後の来訪影響やその時点でのさまざまな状況を勘案して、引き続き修景柵を残すという方向性で調整をしたところ、最終的には世界遺産委員会から、その点について撤去はどうなったかとお問い合わせがあったと。それにつきまして、先ほど申し上げたとおり、平成25年1月に文化庁から、これは来訪者の安全でかつ円滑な見学を確実にして、周辺等の景観阻害要因を遮蔽する目的で設置して、国営公園事業によって築地回廊の建造物が復元されるまでの間、暫定的な囲いとして利用するという回答をさせていただいたとのことでございます。以上でございます。

**○太田委員** まず、この環境影響調査につきましては方針は変わっていないとのことでございますけれども、実証実験は、構造物を置いてみて見えるのか、見えないのかという調査が必要だと思います。私たちは若草山周辺で57カ所で調査を行って、このうち、構造物の見えた箇所が43カ所ございました。何かが見えたというのが11カ所、確認できないというのは3カ所でございます。これは全て肉眼でございます。私たちが行った調査でこういう結果が出ている以上、このような調査をしたという形跡がない中で、中間報告、あるいはこの最終結果において、影響なしというのは受け入れることができません。同時に、先ほど環境と景観ということもおっしゃられました。「奈良県景観計画」がございまして、その中の「はじめに」というところで、「風格や潤い、活力が感じられる本県の個性豊かな美しい景観が、生活する人々の心と生活を豊かにしていること、またその優れた景観を体験するために国内はもとより世界の各地から多くの人々が訪れることを再認識しなければなりません。そうした認識の上に立って奈良にふさわしい良好な景観を守り、創り育て、活用するよう努めていかなければなりません。」といったことが述べられております。この「奈良県景観計画」という観点から言っても、この移動支援施設の計画は見直すべきだと申し上げておきたいと思っております。

それと、平城宮跡の大極殿の修景柵についてでございますけれども、当初、県としても2011年3月までに撤去すると世界遺産委員会に報告することに同意をしていたということでもあります。先ほどの第1回目の答弁の中では、世界遺産委員会からはそれ以上の意見は出されていないとのことでございますけれども、しかし、まだ世界遺産委員会から撤去せよという指摘が撤回されたわけではございませんから、現在平城宮跡にどんどん手が加えられている状況の中で、せめて県として史実に基づく、本物に触れるという取り組みが必要だと申し上げておきたいと思っております。

最後に、アンダーパスについてでございます。このアンダーパスは大和高田市内にもございまして、大雨が降った日にはここでよく冠水が起こります。事前にお話なども伺いますと、このアンダーパスの中で車が立ち往生したという報告は受けておりませんが、この間の映像などを見ておりますと、いろいろな警告や、停止線でとまっても雨足が余りにも激し過ぎて前が見えない、そのために進んでしまってアンダーパスの中に入り込んでしまったという事例などがたくさんございます。先ほど、新たに注意を喚起するシステムなどを導入するお話も1件あるとのことございました。ぜひ引き続き、これからが本当に大雨のシーズンになってまいりますので対策を講じていただきたいと思っております。以上です。

○田中委員長 答弁は要りませんね。

○太田委員 はい。

○田中委員長 ほかにご質問はありませんか。

ほかになければ、これをもちまして質疑を終わります。

次に、委員長報告についてであります。正副委員長にご一任願えますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、そのようにさせていただきます。

閉会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

特別な事情が生じない限り、ただいまの構成による当委員会は、本日の委員会をもって最終になるかと思っております。

昨年7月より、委員各位には当委員会所管の所管事項であります道路整備、河川改修などの土木行政、または水道施設の充実につきまして、終始熱心にご審議をいただきまして本当にありがとうございました。

また、理事者におかれましても、種々の問題について積極的な取り組みをしていただき

ました。

おかげをもちまして、無事任務を果たすことができましたことを、各委員並びに理事者の皆様方に厚く御礼申し上げまして、簡単ではございますが、御礼のご挨拶とさせていただきます。

本当にありがとうございました。

これをもちまして、本日の委員会を終わります。どうもありがとうございました。